

歯科口腔保健条例制定の動向（出典：8020推進財団HP）

- 条例制定都道府県 34 道府県（72.3%）（平成 25 年 4 月 1 日現在）
- 条例制定市区町村 36 市 9 町 2 区（2.7%）（1742 市区町村）
（平成 25 年 6 月 14 日現在）
- 三重県内制定市町 なし

市区町村歯科口腔保健条例調査（平成 25 年 4 月中旬）

（電話による聞き取り調査）

- 条例制定市区町村 29 地方公共団体（都道府県では 12 団体）
- 条例の条文で歯科保健計画策定を明記した市区町村 20 団体
（うち健康日本 21 による健康増進計画と別に計画を策定した市区町村 9 団体）
- 議員発議で策定した市区町村 7 団体
- 条例策定に至った主な理由（議員発議含まず・複数回答含む）
 - ① 歯科医師会からの要望（請願なし） 22 団体
 - ② 首長が歯科医で首長の施策 3 団体
 - ③ 歯科大学との連携のため 1 団体
- 健康増進計画策定団体 28 団体
（うち第 2 次健康日本 21 計画に対応した計画を策定している団体 17 団体）
- その他の回答
 - ① 歯科口腔保健計画は、今後第 2 次健康日本 21 に対応する健康増進計画策定までの経過措置
 - ② 健康日本 21（健康増進計画）以前から歯科口腔保健計画策定継続中
- フッ化物応用の科学的根拠に基づく施策を条文化している団体 4 団体

都道府県歯科口腔保健条例の概要（平成 25 年 4 月 1 日現在）

- 条例制定都道府県 34 団体
- 条例の条文で歯科保健計画策定を明記した都道府県 34 団体
- フッ化物応用の科学的根拠に基づく施策を条文化している団体 23 団体
- 条例で市町村への支援等
 - ① 市町村施策推進のための技術・財政・情報等支援 13 団体
 - ② 推進計画の策定のための技術・財政・情報等支援 12 団体
 - ③ 市町村への計画策定の努力義務 2 団体
 - ④ 市町村計画に触れず 5 団体
 - ⑤ その他 3 団体（理念条例・ガイドラインの策定）